

遠賀町議会基本条例

目次

前文

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 議会及び議員の活動原則（第2条—第4条）
- 第3章 町民と議会の関係（第5条—第7条）
- 第4章 議会と行政の関係（第8条—第12条）
- 第5章 委員会の活動（第13条・第14条）
- 第6章 議会活動の活性化（第15条—第19条）
- 第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第20条—第22条）
- 第8章 政務活動費の執行（第23条）
- 第9章 議会事務局の体制整備（第24条）
- 第10章 最高規範性と見直し手続（第25条）

附則

（前文）

遠賀町民（以下「町民」という。）から選ばれた議員は議会を構成し、同じく町民から選ばれた遠賀町長（以下「町長」という。）とともに遠賀町の二代表制の一翼を担い、重要な意思決定を行う。

議会は、町民の意思を町政に的確に反映させるため、政策決定及び監視機関であるという権能を十分に駆使して、自由かつ達な討議を通して、政策等の論点、争点を発見し、最良の意思決定をすることが使命である。

このような使命を全うするために、この条例を制定するものである。

そして「議会とは何か。議員はどうあるべきか。」という根本的な命題に対し、町民に対して明確なメッセージを発していくことを宣言するものである。

ここに日本国憲法及び地方自治法の本旨に基づき、議会の基本理念・議員の活動原則等を定め、また議会と町民及び町長との関係を明らかにし、議会の目指すべき道を指し示すことを表明する。そして、町民の負託に全力で応じて行くことを誓う。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方分権と住民自治の時代にふさわしい町民に身近な意思決定機関としての議会及び議員活動の活性化と充実を図るために必要な基本事項を定め、町民に開かれた議会の実現を図ることにより、町民の負託に的確に応え、もって遠賀町の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が町民の代表機関であることを踏まえ、公正性及び透明性を確保し、町民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 町民の多様な意見を把握し、政策形成に適切に反映できるよう町民参加の機会の拡充に努めること。
- (3) 把握した町民の多様な意見を下に政策提言、政策立案等の強化に努めること。
- (4) 町民参加を促進するため、町民に分かりやすい議会運営を目指すこと。
- (5) 議会は、言論の府であるとの認識に立ち、会議の進行は、議員による自由な討議を行うこと。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること、及び合議制機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 町政の課題全般について、町民の意見を的確に把握するとともに、不断の研さんによって議員自らの能力を高め、町民の代表としてふさわしい活動をすること。
- (3) 議会の構成員として一部の団体及び地域にとらわれず、町民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

(災害等に対する活動原則)

第4条 議会及び議員は、防災対策及び減災対策に率先して取り組むとともに、災害発生時においては、住民生活の安全及び安心を確保するための活動に取り組み、災害からの復興に向けて積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

- 2 災害等に対する議会及び議員の活動に関する事項については、別に定める。

第3章 町民と議会の関係

(町民と議会との関係)

第5条 議会は、町民に対し積極的にその有する情報を発信し、情報の共有を推進するとともに、説明責任を十分に果たさなければならない。

- 2 議会は、本会議のほか、常任委員会等を原則公開とする。
- 3 議会は、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、町民の専門的又は政策的識見等を求めるとともに、町民の声を議会の討議に反映させるものとする。
- 4 議会は、請願及び陳情を町民による政策提案と位置付けるとともに、その

審議においては、必要に応じてこれら提案者の意見を聴く機会を設けることができる。

(意見交換会)

第6条 議会は、町民等と町政全般にわたる意見交換を行い、その意見を町政に反映させる機会を設ける。

(議会及び議員の責務)

第7条 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則、規程等を遵守して議会を運営し、もって町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責任を果たさなければならない。

第4章 議会と行政の関係

(町長等と議会及び議員の関係)

第8条 議会の会議における一般質問は、広く町政上の論点及び争点を明確にするため、原則として一問一答の方式で行う。

2 議長から本会議及び常任委員会、特別委員会への出席を要請された町長等は、議員の質問等に対して議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

3 議会は、町長が提案する重要な政策については、議会審議を通じて政策水準の一層の向上を図るため、町長に対し、必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。

(予算・決算における政策説明資料の作成)

第9条 町長は、予算案及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明資料を作成するよう努めるものとする。

(政策立案、政策提案及び政策提言)

第10条 議会は、町の政策水準の向上を図るため、政策立案機能の強化に努め、もって条例の提案、議案の修正、決議等の政策提案を行うとともに、町長等に対し、政策提言を行うものとする。

(予算の確保)

第11条 議会は、二代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとする。

(議決事項)

第12条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項の規定による議会の議決事項については、代表機関である議会が、町政における重要な計画等の決定に参画する観点と同じく代表機関である町長の政策執行上の必要性を比較考慮のうえ、次のとおり定めるものとする。

- (1) 遠賀町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本計画を策定し、又は変更すること。
- (2) 遠賀町都市計画マスタープランを策定し、又は変更すること。
- (3) 前2号に類するもので、議長が必要と認める計画を策定し、又は変更すること。

第5章 委員会の活動

(議会広報の充実)

第13条 議会は、町政に係る重要な情報を議会独自の視点から常に町民に対して公表又は周知させるよう努めるものとする。

- 2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう広報活動に努めるものとする。
- 3 議会は、重要な議案に対する各議員の態度を広報で公表する等、議員の活動に対して町民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。

(委員会等の適切な運営)

第14条 議会は、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、常任委員会等の適切な運営により機動力を高めなければならない。

- 2 常任委員会等は、閉会中においても所管事務調査を実施し、行政監視を行うとともに、積極的に政策立案、政策提言等を行うものとする。

第6章 議会活動の活性化

(調査機関の設置)

第15条 議会は、町政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

- 2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に議員を構成員として加えることができる。

(議員間の討議による合意形成)

第16条 議会は、議案等の審議又は審査においては、議員の自由な論議を尽くさなければならない。

- 2 議長及び委員長は、論議が積極的に行われるように議会の会議及び委員会を運営しなければならない。
- 3 議長及び委員長は、議員相互の自由な討議を必要に応じて行うことができる。

(議員研修の充実強化)

第17条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修を充実する。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家等を活用した議員研修会を開催する。

(議会改革推進会議)

第18条 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、必要に応じて議員で構成する議会改革推進会議を設置するものとする。

2 議会は、必要があると認めるときは、前項の議会改革推進会議に学識経験を有する者等を構成員として加えることができる。

3 第1項に規定する議会改革推進会議の設置に関して必要な事項は、議長が別に定める。

(交流及び連携の推進)

第19条 議会は、他の地方公共団体の議会との交流、連携を深め、互いに共同して新しい議会の在り方について調査研究等を行うものとする。

第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第20条 議員は、町民の信頼及び負託に応えるため、高い倫理観を持たなければならない。

2 議員は、町民の代表としての自覚と良識を持ち、議員としての品位を保持しなければならない。

(議員定数)

第21条 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題及び将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議会及び議員活動について町民の意見を広く聴くため、参考人制度及び公聴会制度を活用することができる。

2 議員定数の条例改正案は、法第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して必ず議員が提案するものとする。

3 議員定数は、別に条例で定める。

(議員報酬)

第22条 議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、町政の現状と課題及び将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議会及び議員活動に関して町民の意見を広く聴くため、参考人制度及び公聴会制度を活用することができる。

2 議員報酬の条例改正案は、法第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して必ず議員が提案するものとする。

3 議員報酬は、別に条例で定める。

第8章 政務活動費の執行

(政務活動費の交付、公開、報告)

第 23 条 政務活動費は、議員による政策研究、政策提言等が確実に実行されるよう別に定める遠賀町議会政務活動費の交付に関する条例（平成 13 年遠賀町条例第 16 号）に基づき、議員個人に対して交付するものとする。

2 政務活動費の交付を受けた議員は、公正性、透明性等の観点に加え、その支出根拠が議会の議決事項である予算に依拠することから、その用途について町民等から疑義が生じないように公開し、自ら説明責任を果たすものとする。

第 9 章 議会事務局の体制整備

（議会事務局の体制整備）

第 24 条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び法制機能を積極的に強化するよう努めるものとする。

第 10 章 最高規範性で見直し手続

（最高規範性で見直し手続）

第 25 条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行わなければならない。

3 議会は、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の目的が達成されているかを、議会改革推進会議において検討するものとする。

4 議会は、この条例を改正する場合には、議員間で協議し、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

附 則

（施行期日等）

第 1 条 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（議会の議決すべき事件に関する条例の廃止）

第 2 条 議会の議決すべき事件に関する条例（昭和 24 年条例第 4 号）は、廃止する。

附 則（平成 27 年 9 月 18 日条例第 34 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 20 日条例第 13 号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。